

軍歴証明事務取扱基準

昭和63年2月12日付62福福援第949号

最終改正 平成31年3月20日付30福保生計第3084号

第1 目的

この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）附則第10条に基づく軍歴証明事務に関し、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）の規定に準じて、統一的処理基準を定めることにより、旧軍人、軍属等援護事務の円滑、迅速な処理を図ることを目的とする。

第2 被証明対象者

被証明対象者は、退職時の本籍地が東京都内であった旧陸軍の軍人、準軍人、軍属とする。ただし、「恩給法又は国家公務員共済組合法等に係る旧陸軍・軍人、準軍人、軍属の履歴証明事務について」（昭和34年7月24日付援発第3048号厚生省引揚援護局長通知）記の1に掲げる者は除くものとする。

第3 在職の事実を証する書類

在職の事実を証する書類は、軍歴証明書及び軍歴確認書（以下「証明書等」という。）とし、それぞれ次の場合に交付する。

(1) 軍歴証明書

兵籍、戦時名簿又は文官名簿（以下「兵籍等」という。）により、全履歴が確認できる場合

(2) 軍歴確認書

ア 兵籍等で全履歴が確認できない場合

イ 除隊召集解除者連名簿、身上申告書、臨時軍人軍属届、本籍地名簿、留守名簿、将校名簿、雇傭人名簿等（以下「公的資料」という。）のほか、在職の事実を立証できる個人保有資料又は同一行動者の証明により履歴を確認する場合

ウ 法令等の定める事務の遂行に必要な履歴のみを記載する場合

第4 交付の制限

証明書等は次の場合に限り交付することとし、条例第11条に規定する外部提供に該当する場合は、目的以外の用途に使用することのないよう求めることとする。

(1) 自家保存等の場合

(2) 履歴を通算する場合

ア 退職共済年金の通算対象期間算入

イ 特例老齢年金裁定に係る期間算入

ウ 厚生年金の通算対象期間算入

エ 軍人恩給以外の恩給への在職年算入

オ 国民年金の受給権取得のための在職年合算

- (3) 軍人恩給以外の資格認定申請をする場合
- (4) 叙位叙勲の推薦申請をする場合
- (5) 前四号に掲げるもののほか、法令等の定める事務の遂行に必要と認められる場合

第5 交付の対象者等

- (1) 交付の対象者及び証明書類

第4の交付の制限に応じて、別表のとおりとする。

- (2) 証明者

軍歴証明書の証明者は知事とし、軍歴確認書の確認者は福祉保健局生活福祉部長とする。

第6 申請手続

- (1) 交付申請は、軍歴証明書交付申請書（別記第1号様式）及び履歴申立書（別記第2号様式）によるものとするが、申請内容を満たしているときは、この限りでない。
- (2) 交付申請者は、交付対象者であることを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

ア 被証明者本人等の場合

次に掲げる書類のいずれかであって、申請者の氏名及び住所又は居所が記載されているもの並びに戸籍謄本その他交付対象者であることを証明する書類とする。

- (ア) 個人番号カード
- (イ) 運転免許証
- (ウ) 旅券
- (エ) 健康保険の被保険者証
- (オ) 前各項に掲げるもののほか、知事が認める書類

イ 行政機関等の場合

行政機関等の請求であることが確認できる公文書類、又職員等が来訪した場合は、担当職員であることが確認できる書類

- (3) 交付申請は、来庁して行うことを原則とするが、資料確認等が容易であるときは、郵送によることができる。
- (4) 第4の特例老齢年金裁定に係る軍属期間算入及び厚生年金の通算対象期間算入に関しては、「特例老齢年金裁定に係る旧陸海軍関係の軍歴証明事務について」（昭和40年9月6日付援発第950号厚生省援護局長通知）の処理方法による。

第7 証明書等の交付

- (1) 第5に規定する対象者から交付申請があったときは、関係資料によって確認できる範囲で、東京都公文規程別記九第一2の例により、軍歴証明書（別記第3号様式）又は軍歴確認書（別記第3号様式の2）として証明し、交付する。
- (2) 資料がないとき又は不完全な場合等で、証明書等が交付できないときは、別記第4号様式によりその旨を交付申請者に通知する。

第8 証明書等の記載事項

原則として、恩給法の普通恩給進達履歴作成要領によるものとする。

第9 履歴の究明事務

履歴の確認に当たっては、兵籍等、公的資料及び個人が保有する資料（以下「公的資料等」という。）のほか、当時の在職を立証できる資料を保有すると思料される厚生労働省、総務省、国家公務員等共済組合連合会等の行政機関に対し資料照会するとともに、申請者に対しても、在職を立証できる資料の提出を求める等、履歴の究明に努めるものとする。

(1) 同一年行動者等による立証

公的資料等によって履歴の確認ができないときは、同一の部隊行動をした者又は同一職場に勤務した者（以下「同一年行動者」という。）を証明者として、その証明者の証明書（別記第5号様式及び第5号様式の2）をもって立証資料とすることができる。ただし、同一年行動者等の証明書のみが裏付け資料である場合は、その行動期間又は職場在職期間ごとに、原則として、2人以上の証明によるものとする。

(2) 同一年行動者等

被証明対象者と同一の部隊行動をした者又は同一職場に勤務した者であって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 兵籍等がある者であること。

イ これまでに、都道府県において履歴の確認又は証明を受けている者であること。

ウ 軍隊手帳等、兵籍等に準ずる資料によって当該本人の履歴を確認できる者であること。

エ 普通恩給等を受給中の者であること。

第10 手数料の徴収

証明書等の交付に当たって、東京都事務手数料条例（昭和24年東京都条例第30号）に基づき、交付事務手数料を徴収する。

附 則

この基準は、昭和63年2月12日から施行する。

附 則（平成11年1月22日付10福生援第940号）

この基準は、平成11年1月22日から施行する。

附 則（平成16年8月1日付16福保生計第804号）

この基準は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成22年2月15日付21福保生計第1538号）

この基準は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成28年3月17日付27福保生計第2125号）
この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日付30福保生計第3084号）
この基準は、平成31年4月1日から施行する。

別 表

制 限	対 象 者	証 明 書 等
<p>自家保存等の場合</p>	<p>被証明対象者並びにその配偶者、父母、子等、民法第725条に規定する親族及び法定代理人(以下「被証明者本人等」という。)</p>	<p>証明書、確認書</p>
<p>ア 退職共済年金の通算対象期間算入 イ 特例老齢年金裁定に係る期間算入 ウ 厚生年金の通算対象期間算入 エ 軍人恩給以外の恩給への在職年算入 オ 国民年金の受給権取得のための在職年合算</p>	<p>被証明者本人等及び行政機関</p>	<p>確認書 ただし、全履歴を記載する必要があると認められる場合には、証明書の交付も出来るものとする。</p>
<p>軍人恩給以外の資格認定申請をする場合</p>		
<p>叙位叙勲の推薦申請をする場合</p>	<p>行政機関 ただし、叙位叙勲の推薦申請のために必要と認められる場合には、当該推薦申請を行う法人も可</p>	<p>確認書</p>
<p>知事が法令等の定める事務の遂行に必要と認める場合</p>	<p>原則として当該事務を所管する行政機関</p>	<p>証明書、確認書 (知事が個別に判断)</p>